

※石綿(アスベスト)使用建築物の解体等作業現場周辺の大気環境調査結果について
大気汚染防止法に定める敷地境界基準(10本/リットル)を上回ったのは1カ所です。

由良町(平成24年10月18日)の測定結果について、敷地境界(南側)付近で60.3本、前室(セキリティゾーン)付近で447.9本/Lが検出されましたが、測定結果が出た時点で、除去作業が終わっていたため、アスベスト除去業者に対して原因究明及び飛散防止対策の実施を指導しました。なお、当該工事現場の周囲100mには民家はなく、周辺住民への暴露の可能性は低いと考えられます。

原因は、除去した茶石綿は比重が軽く、飛散抑制剤を散布しても十分効果が得られなかったと考えられることから、養生を撤去する前に飛散防止抑制剤の再散布・真空掃除機による清掃を実施することを指示しました。

	解体等作業を行った場所	測定日	敷地境界濃度値(本/リットル)	作業の種類
1	岩出市	平成24年7月5日	<0.056~0.34	建築物の改造・補修
2	由良町	平成24年10月18日	<0.056~60.3	建築物の改造・補修
3	紀の川市	平成24年11月27日	<0.056~0.73	建築物等の解体
4	みなべ町	平成24年11月28日	<0.056~0.11	建築物等の解体
5	海南市	平成24年11月28日	<0.056~0.51	建築物の改造・補修
6	御坊市	平成25年1月21日	<0.056~0.11	建築物の改造・補修
7	御坊市	平成25年2月21日	<0.056	建築物の改造・補修
8	橋本市	平成25年3月1日	<0.056	建築物の改造・補修
9	有田市	平成25年3月21日	<0.056~0.22	建築物の改造・補修